

2023 年度春の交通安全運動推進事項

令和 5 年 4 月吉日
建設廃棄物協同組合

第 1 目的

本運動は、組合員に交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

第 2 期間

2023 年 5 月 11 日（木）～ 20 日（土）までの 10 日間

第 3 運動重点

交通事故死者全体のうち、歩行中の割合が最も高い。また、次代を担う子どものかけがえのない命を社会全体で交通事故から守ることが重要であるにもかかわらず幼児、児童の死者や負傷者の割合高く、特に 5 月～6 月にかけて歩行中児童の死者、負傷者が増加傾向にあり通行目的では登下校が全体の 3 分の 1 を占めるなど依然として道路において子供が危険にさらされている。

また、交通死亡事故の第 1 当事者の多くは自転車で歩行中の死亡事故の多くは道路横断中に発生し、横断歩道中の歩行者の死亡事故における車両側の多くに横断歩行者妨害等の法令違反が認められる。

昨今、電動キックボードのレンタル（シェア）やレンタル電動自転車など歩道では通行できなく公道を通行することが多く見受けられ、更に、飲酒運転や妨害（あおり運手）運転の等の悪質や危険な運転が原因の交通事故が発生している。これらの交通情勢に的確に対処するため、「子どもと高齢者の交通事故防止～自転車、キックボード等も含め、事故にあわない、おこさない～」を運動の基本とする。

また、過積載や法定速度超過においては重大事故を招く可能性が極めて高いことから、次の 4 点を運動重点とする。

- 1 子どもや高齢者などの交通弱者に対する保護
- 2 自転車やキックボードの車道通行時に対する安全の確保
- 3 法定速度の遵守・車両積載量の遵守
- 4 積荷落下防止の徹底

第 4 運動重点に関する主な推進項目

- 1 通学路等、特に狭道路に通行中の幼児、児童の安全の確保
- 2 子どもと高齢者に対する思いやりのある運転の促進
- 3 自転車やキックボード走行車に対する安全確認運転の確保
- 4 横断歩道の一時停止・走行時の安全確認の徹底
- 5 「かもしれない運転の徹底」～予想運転
- 6 車両始業前の点検実施
- 7 積載に関する安全用具の点検（シートやシートゴム破損の確認）
- 8 安全な適正車間距離の維持
- 9 法定速度の遵守

第5 運動の実施要領

運動の実施に当たっては、組合から配布済マグネットシートがある場合はトラックに貼り、（現時点では組合員の判断による。）期間中、A4チラシは運転手に配布、毎日読むよう指導し推進項目の徹底を図ってください。

第6 評価の実施

運動終了後にその効果の評価を行い、実施結果を的確に把握することにより、次回以降の運動がより効果的に実施されるよう施策の検証に努めるものとする。